



平成26年3月11日

### 子育て支援のため、国有財産を活用（高槻市）

近畿財務局は、平成26年3月10日、「旧法務局高槻出張所」跡を保育施設として活用していただくため、高槻市との間で、売買契約を締結しました。

近畿財務局では、安倍総理大臣より発表された「待機児童解消加速化プラン」（平成25年4月19日）を受け、自治体のニーズを踏まえ、保育所整備等に国有地を積極的に活用していただくことで、待機児童の解消を支援しています。

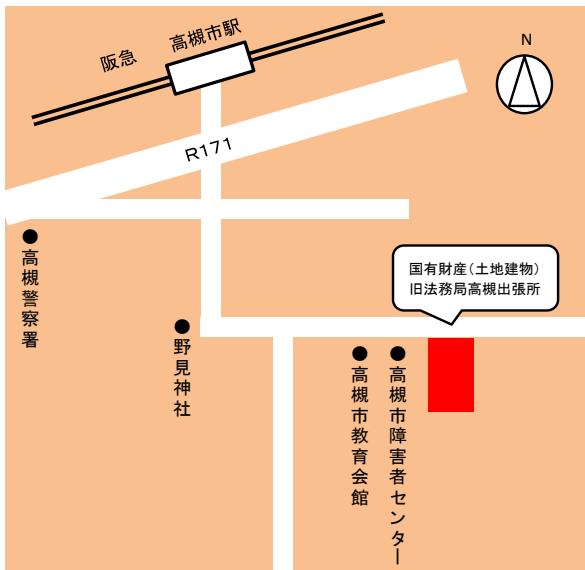
この「旧法務局高槻出張所」跡についても、平成25年7月に高槻市より「待機児童解消のため、臨時保育室として活用したい」との買受要望を受け、上記の方針に合致するものとして、要望どおり高槻市に売払うことを決定したものです。

国では、こうした未利用国有財産の売払等の処分にあたっては、従前より地方公共団体等からの公的事業への活用にかかる取得要望を優先しております。

今後も、近畿財務局としましては、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を図っていきます。

**【物件概要】**  
所在地：高槻市城内町 1498 番 6  
土地：1,470.58 m<sup>2</sup>  
建物：RC2 階建 782.03/1,331.87 m<sup>2</sup>  
売買価格：3 億 4,925 万円

**【臨時保育室の概要】**  
名称：臨時保育室事業  
定員：50名  
開園期：平成26年12月予定



【お問合せ先】財務省近畿財務局  
管財部 統括国有財産管理官（1）  
TEL 06-6949-6386

